

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う防衛庁関係告示の整理に関する告示案新旧対照条文 目次

一	昭和五十年八月防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払の方法を定める等の件）	1
二	平成十三年三月防衛庁告示第五十七号（防衛庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うことに関する件）	2
三	平成十三年三月防衛庁告示第五十八号（行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定める件）	3
四	平成十五年六月防衛庁告示第百十七号（電子情報処理組織による申請等に関する告示）	4
五	平成十六年三月防衛庁告示第七十一号（電子情報処理組織による情報公開請求等に関する件）	5
六	平成十七年三月防衛庁告示第四十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく権限又は事務の委任を行う件）	6
七	平成十八年三月防衛庁告示第五十八号（認定個人情報保護団体の認定をした場合における登録免許税の納付の期限及び書類の定めに関する件）	7
八	防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針（平成十八年五月防衛庁告示第九十八号）	8
九	認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成十八年五月防衛庁告示第九十九号）	16

○昭和五十年八月防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払の方法を定める等の件）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払の方法を次のように定め、昭和五十年九月一日から適用する。 なお、昭和三十五年八月二十六日防衛庁告示第二百三十八号は、廃止する。 昭和五十年八月二十六日 防衛庁長官 坂田 道太 第一〽第三（略） 第四 使用料の支払方法 着陸料（第三において適用する場合の着陸料を含む。）、停 停料及び格納庫使用料は、それぞれ次の各号に定める時期に、 遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、あらかじめ、当該 飛行場等を管理する部隊等の長の承認を受けた者は、別に防衛 大臣の定めるところにより一箇月（暦月をいう。）分を取りま とめて支払うことができる。 一〽二（略） 第五（略）	自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合は使用料の額及びその支払の方法を次のように定め、昭和五十年九月一日から適用する。 なお、昭和三十五年八月二十六日防衛庁告示第二百三十八号は、廃止する。 昭和五十年八月二十六日 防衛庁長官 坂田 道太 第一〽第三（略） 第四 使用料の支払方法 着陸料（第三において適用する場合の着陸料を含む。）、停 停料及び格納庫使用料は、それぞれ次の各号に定める時期に、 遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、あらかじめ、当該 飛行場等を管理する部隊等の長の承認を受けた者は、別に長官 の定めるところにより一箇月（暦月をいう。）分を取りま とめて支払うことができる。 一〽二（略） 第五（略）

○平成十三年三月防衛庁告示第五十七号（防衛庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うことに関する件）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、防衛庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成十三年三月二十三日 防衛庁長官 斉藤 斗志二 一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 防衛大臣の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち、開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務については、開示請求者からの郵送による場合を除き、自衛隊札幌地方協力本部長、自衛隊宮城地方協力本部長、自衛隊愛知地方協力本部長、自衛隊大阪地方協力本部長、自衛隊広島地方協力本部長、自衛隊香川地方協力本部長及び自衛隊福岡地方協力本部長に委任すること。 二 前項に規定する開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務は、前項の規定にかかわらず、防衛大臣も行うことができる。 三 （略）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、防衛庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成十三年三月二十三日 防衛庁長官 斉藤 斗志二 一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 防衛庁長官の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務のうち、開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務については、開示請求者からの郵送による場合を除き、自衛隊札幌地方連絡部長、自衛隊宮城地方連絡部長、自衛隊愛知地方連絡部長、自衛隊大阪地方連絡部長、自衛隊広島地方連絡部長、自衛隊香川地方連絡部長及び自衛隊福岡地方連絡部長に委任すること。 二 前項に規定する開示請求の受付、開示の実施に係る事務及び手数料の徴収事務は、前項の規定にかかわらず、防衛庁長官も行うことができる。 三 （略）

○平成十三年三月防衛庁告示第五十八号（行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定める件）新旧対照表
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めたので、次のとおり告示する。 平成十三年三月二十三日 防衛庁長官 齊藤 斗志二 東京都新宿区市谷本村町五番一防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（防衛省本省市ヶ谷庁舎庁舎E二棟一階）内	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めたので、次のとおり告示する。 平成十三年三月二十三日 防衛庁長官 齊藤 斗志二 東京都新宿区市谷本村町五番一防衛庁長官官房文書課情報公開室（防衛庁本庁市ヶ谷庁舎庁舎E二棟一階）内

改 正 案	現 行
内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）第三条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項並びに第五条第二項及び第五項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示を次のように定め、平成十五年七月一日から適用する。 平成十五年六月二十七日 防衛庁長官 石破 茂 第一条 防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。 2 規則第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、<u>防衛省</u>の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 3 （略）	内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）第三条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項並びに第五条第二項及び第五項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示を次のように定め、平成十五年七月一日から適用する。 平成十五年六月二十七日 防衛庁長官 石破 茂 第一条 <u>内閣府</u>の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同項第二号に掲げる書面等に記載されている事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。 2 規則第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、<u>防衛庁</u>の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 3 （略）

○平成十六年三月防衛庁告示第七十一号（電子情報処理組織による情報公開請求等に関する件）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）第三条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による情報公開請求等に関する告示を次のように定め、平成十六年三月三十一日から適用する。 平成十六年三月三十一日 防衛庁長官 石破 茂 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（以下「省令」という。）第三条第二項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、<u>防衛省</u>の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 第二条 （略）	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）第三条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による情報公開請求等に関する告示を次のように定め、平成十六年三月三十一日から適用する。 平成十六年三月三十一日 防衛庁長官 石破 茂 第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（以下「省令」という。）第三条第二項の申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、<u>防衛庁</u>の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。 第二条 （略）

○平成十七年三月防衛庁告示第四十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく権限又は事務の委任を行う件）
新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、防衛庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次の通り告示する。 平成十七年三月二十三日 防衛庁長官 大野 功統 一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 防衛大臣の所掌に係る法第四章に定める権限又は事務のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務については、開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者からの送付による場合を除き、自衛隊札幌地方協力本部長、自衛隊宮城地方協力本部長、自衛隊愛知地方協力本部長、自衛隊大阪地方協力本部長、自衛隊広島地方協力本部長、自衛隊香川地方協力本部長及び自衛隊福岡地方協力本部長に委任すること。 二 前項の規定にかかわらず、防衛大臣は、前項に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務を行うことができる。 三 （略）	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、防衛庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次の通り告示する。 平成十七年三月二十三日 防衛庁長官 大野 功統 一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 防衛庁長官の所掌に係る法第四章に定める権限又は事務のうち、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務については、開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求者からの送付による場合を除き、自衛隊札幌地方連絡部長、自衛隊宮城地方連絡部長、自衛隊愛知地方連絡部長、自衛隊大阪地方連絡部長、自衛隊広島地方連絡部長、自衛隊香川地方連絡部長及び自衛隊福岡地方連絡部長に委任すること。 二 前項の規定にかかわらず、防衛庁長官は、前項に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付事務、開示の実施事務並びに手数料の徴収事務を行うことができる。 三 （略）

○平成十八年三月防衛庁告示第五十八号（認定個人情報保護団体の認定をした場合における登録免許税の納付の期限及び書類の定めに関する件）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定により防衛庁長官より認定個人情報保護団体の認定を受ける者が納付する登録免許税に係る納付の期限及び書類について、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、次のとおり定め、平成十八年四月一日から適用する。 平成十八年三月三十一日 防衛庁長官 額 賀 福志郎 第一・第二（略） 別記様式 登録免許税領収証書届出書 平成 年 月 日 防衛大臣 ○○○○ 殿 (住所) (氏名又は名称) 印 (以下略)	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定により防衛庁長官より認定個人情報保護団体の認定を受ける者が納付する登録免許税に係る納付の期限及び書類について、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、次のとおり定め、平成十八年四月一日から適用する。 平成十八年三月三十一日 防衛庁長官 額 賀 福志郎 第一・第二（略） 別記様式 登録免許税領収証書届出書 平成 年 月 日 防衛庁長官 ○○○○ 殿 (住所) (氏名又は名称) 印 (以下略)

○防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針（平成十八年五月防衛庁告示第九十八号）新旧対照表
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針を次のとおり定める。 平成十八年五月二十五日 防衛庁長官 額賀 福志郎 防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針（目的） 第一条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条の規定に基づき、防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取り扱いの確保に関して行う活動を支援、促進することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 この指針において「防衛省関係事業者」とは、防衛省の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者をいう。 （利用目的の特定） 第三条 防衛省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。 2 防衛省関係事業者がいったん特定した目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。 （利用目的による制限） 第四条 防衛省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針を次のとおり定める。 平成十八年五月二十五日 防衛庁長官 額賀 福志郎 防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針（目的） 第一条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条の規定に基づき、防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取り扱いの確保に関して行う活動を支援、促進することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） 2 この指針において「防衛庁関係事業者」とは、防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者をいう。 （利用目的の特定） 第三条 防衛庁関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。 2 防衛庁関係事業者がいったん特定した目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。 （利用目的による制限） 第四条 防衛庁関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで

、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 防衛省関係事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 (略)
一、四 (略)

(適正な取得)

第五条 防衛省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第六条 防衛省関係事業者は、個人情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 防衛省関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 防衛省関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 (略)

一 (略)

、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 防衛庁関係事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 (略)
一、四 (略)

(適正な取得)

第五条 防衛庁関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報取得しないものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第六条 防衛庁関係事業者は、個人情報取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 防衛庁関係事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 防衛庁関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 (略)

一 (略)

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該防衛省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三・四 (略)

(データ内容の正確性の確保)

第七条 防衛省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第八条 防衛省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

(安全管理措置の見直し)

第九条 防衛省関係事業者は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

(個人情報保護管理者の設置)

第十条 防衛省関係事業者は、個人データの取り扱いに関する責任者として個人情報保護管理者を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

(従業者の監督及び教育等)

第十一条 防衛省関係事業者は、安全管理措置その他の個人データの適正な取り扱いの確保のため、従業者に対し、必要かつ適切な監督、教育等を行うものとする。

(個人データの委託に伴う措置)

第十二条 防衛省関係事業者が個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該防衛庁関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三・四 (略)

(データ内容の正確性の確保)

第七条 防衛庁関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第八条 防衛庁関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

(安全管理措置の見直し)

第九条 防衛庁関係事業者は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

(個人情報保護管理者の設置)

第十条 防衛庁関係事業者は、個人データの取り扱いに関する責任者として個人情報保護管理者を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

(従業者の監督及び教育等)

第十一条 防衛庁関係事業者は、安全管理措置その他の個人データの適正な取り扱いの確保のため、従業者に対し、必要かつ適切な監督、教育等を行うものとする。

(個人データの委託に伴う措置)

第十二条 防衛庁関係事業者が個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託

を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 防衛省関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

一 四 (略)

(第三者提供の制限)

第十三条 防衛省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 四 (略)

2 (略)

一 防衛省関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 三 (略)

3 防衛省関係事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十四条 防衛省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

一 当該防衛省関係事業者の氏名又は名称

二 三 (略)

四 当該防衛省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該防衛省関係事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 防衛庁関係事業者は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

一 四 (略)

(第三者提供の制限)

第十三条 防衛庁関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 四 (略)

2 (略)

一 防衛庁関係事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 三 (略)

3 防衛庁関係事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第十四条 防衛庁関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

一 当該防衛庁関係事業者の氏名又は名称

二 三 (略)

四 当該防衛庁関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

五 当該防衛庁関係事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 防衛省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 防衛省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第十五条 防衛省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 (略)

二 当該防衛省関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 (略)

2 防衛省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 (略)

(訂正等)

第十六条 防衛省関係事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」とい

2 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

3 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第十五条 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせるを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 (略)

二 当該防衛庁関係事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 (略)

2 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 (略)

(訂正等)

第十六条 防衛庁関係事業者は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」とい

う。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 防衛省関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

第十七条 防衛省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第四条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第五条の規定に違反して取得されているものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 防衛省関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他

う。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 防衛庁関係事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

第十七条 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第四条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第五条の規定に違反して取得されているものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 防衛庁関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他

の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 防衛省関係事業者は、前二項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第十八条 防衛省関係事業者は、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第十九条 防衛省関係事業者は、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができる。

一 四 (略)

2 防衛省関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、防衛省関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 防衛省関係事業者は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 防衛庁関係事業者は、前二項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第十八条 防衛庁関係事業者は、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第十九条 防衛庁関係事業者は、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができる。

一 四 (略)

2 防衛庁関係事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、防衛庁関係事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 防衛庁関係事業者は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

一・二 (略)

4 防衛省関係事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。

5 防衛省関係事業者は、第十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第十五条第一項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情及び問い合わせ等の処理)

第二十条 防衛省関係事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するものとし、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の措置)

第二十一条 防衛省関係事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

(個人情報保護方針の策定及び公表)

第二十二条 防衛省関係事業者は、個人情報の保護に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

一・二 (略)

4 防衛庁関係事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。

5 防衛庁関係事業者は、第十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第十五条第一項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情及び問い合わせ等の処理)

第二十条 防衛庁関係事業者は、個人情報の取り扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するものとし、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の措置)

第二十一条 防衛庁関係事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

(個人情報保護方針の策定及び公表)

第二十二条 防衛庁関係事業者は、個人情報の保護に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

○認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成十八年五月防衛庁告示第九十九号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組みを推進するため、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を次のとおり定める。 平成十八年五月二十五日 防衛庁長官 額賀 福志郎 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針 （目的） 第一条 この指針は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第三十七条の規定により防衛大臣が行う認定個人情報保護団体の認定その他認定個人情報保護団体による認定業務の実施に関する指針を定めることにより、防衛省の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報の保護の推進に資することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） （認定の申請） 第三条 防衛省の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者の個人情報保護の適正な取扱いの確保を目的として法第三十七条第一項各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、法第三十七条第一項の規定に基づく認定個人情報保護団体の認定を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出しなければならない。	個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組みを推進するため、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針を次のとおり定める。 平成十八年五月二十五日 防衛庁長官 額賀 福志郎 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針 （目的） 第一条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第三十七条の規定により防衛庁長官が行う認定個人情報保護団体の認定その他認定個人情報保護団体による認定業務の実施に関する指針を定めることにより、防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報の保護の推進に資することを目的とする。 （定義） 第二条 （略） （認定の申請） 第三条 防衛庁の所掌に係る事業を行う個人情報取扱事業者の個人情報保護の適正な取扱いの確保を目的として法第三十七条第一項各号に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）が、法第三十七条第一項の規定に基づく認定個人情報保護団体の認定を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛庁長官に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2・3 (略)

(認定の基準)

第四条 (略)

一 (略)

二 (略)

ア 対象事業者の個人情報 の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、法及び防衛大臣が法第八条の規定に基づき講ずる措置の趣旨に沿って適正かつ明確に定められていること。

イ・ウ (略)

三〇七 (略)

(重要事項の変更の届出)

第五条 認定個人情報保護団体は、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。)を記載した届出書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(認定業務の廃止の届出)

第六条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を防衛大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(業務報告)

第七条 認定個人情報保護団体は、毎事業年度(事業年度の定めのない場合は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする

一〇三 (略)

2・3 (略)

(認定の基準)

第四条 (略)

一 (略)

二 (略)

ア 対象事業者の個人情報 の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じる手続その他の事項に関し、法及び防衛庁長官が法第八条の規定に基づき講ずる措置の趣旨に沿って適正かつ明確に定められていること。

イ・ウ (略)

三〇七 (略)

(重要事項の変更の届出)

第五条 認定個人情報保護団体は、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第二項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨(第二項第三号に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、その理由を含む。)を記載した届出書を防衛庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(認定業務の廃止の届出)

第六条 認定個人情報保護団体は、認定業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を防衛庁長官に提出しなければならない。

一〇三 (略)

2 (略)

(業務報告)

第七条 認定個人情報保護団体は、毎事業年度(事業年度の定めのない場合は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする

2
(略)

防衛大臣 殿

(以下略)

代表者名	団体名称
------	------

印

年
月
日

別記様式第二

防衛大臣 殿

(以下略)

代表者名	団体名称
------	------

印

年
月
日

別記様式第三

防衛大臣 殿

代表者名	団体名称
------	------

印

年
月
日

2
(略)

別記様式第一

防衛庁長官 殿

(以下略)

[illegible]

印

年
月
日

別記様式第二

防衛庁長官 殿

(以下略)

[illegible]

印

年
月
日

別記様式第三

防衛庁長官 殿

[illegible]

印

年
月
日

(以下略)

別記様式第四

防衛大臣
殿

(以下略)

団体名称
代表者名

年
月
日

印

(以下略)

別記様式第四

防衛庁長官
殿

(以下略)

団体名称
代表者名

年
月
日

印